平成２１年（フ）第２１８９号
広島市東区戸坂大上４丁目３番12号
債務者　藤本　　栄
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１９０号
広島市東区戸坂大上４丁目３番12号
債務者　藤本由記子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１９１号
広島市東区戸坂大上４丁目３番12号
債務者　藤本惠美子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３０号
広島市南区青崎２丁目19番１―537号
債務者　木村　律子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７８４号
愛媛県松山市枝松４丁目３番29号、住民票上の住所愛媛県松山市枝松４丁目６番44号
債務者　近藤みき子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４号
愛媛県松山市和泉北３丁目６番18号
債務者　井上　　博
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１３号
愛媛県松山市古三津３丁目14番８号
債務者　山下　優一
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１４号
愛媛県松山市朝生田町５丁目６番25号　ヨシキビル203号
債務者　弓岡　康輝
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２３号
愛媛県松山市居相５丁目９番12号
債務者　西山　正江
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２８号
愛媛県松山市土居町1138番地17
債務者　戒能　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１号
愛媛県今治市矢田乙402番地25
債務者　中山　政文
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１７８号
愛媛県宇和島市吉田町本町84番地
債務者　山下建築工房こと　山下　義行
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第２２２号
福岡県飯塚市忠隈２番地３
債務者　中村　穂美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第７３３号
大分市大字三芳933番地の３　コーポ美空201
債務者　篠原　久哉
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７４７号
大分市東春日町９番８号　シティハイツ春日203
債務者　中邑　重範
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３６９号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名2753番地13
債務者　柳　　秋巳
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６２８号
宮崎市宮崎駅東３丁目２番地５　白水舎ハイムＡ棟54号
債務者　山口　涼子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５８号
宮崎市佐土原町下田島9855番地１
債務者　古道　理香（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
宮崎地方裁判所破産係